

平成 28 年度 第 2 回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：平成 28 年 11 月 18 日（金）13：00～15：00

場所：特別会議室 B

1 開会

（事務局）

佐藤委員様から少し遅れるとご連絡を頂いておりますが定刻となりましたので、これから 28 年度第 2 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催したいと思います。私は本日司会を務めさせていただきます県土企画課の片渕と申します。宜しくお願い致します。早速ですけれども、本日お配りしております資料の確認をさせて頂きたいと思っております。まず、会議の次第、出席者の名簿、配席表を事前にお配りしておりましたが、本日、事務局側の出席者に変更がありましたので、改めて変更後の配席表をお配りしております。それから資料 1 から資料 11 までとなります。資料 1 は平成 28 年度の新規評価実施箇所数の一覧でございます。資料 2 が公共事業新規評価個別地区の評価についての資料となります。今回、新規評価した箇所の中から代表事例として説明させていただきます 4 箇所の資料となっております。それから資料 3 から 9 が整備系の事業について事業課別の資料となっております。資料 3 は農山漁村課、資料 4 は農地整備課、資料 5 は森林整備課、資料 6 は道路課、資料 7 は都市計画課、資料 8 は建築住宅課、資料 9 は河川砂防課の資料となっております。資料 10 が維持系の新規評価関係の資料、資料 11 が公共事業の効果の資料となっております。本日、事後評価をした箇所の中から 2 箇所説明を予定しております、その 2 箇所の資料となっております。それと本日追加で、追加資料の 1、追加資料の 2 という資料を机の方にお配りさせていただいております。追加資料の 1 が公共事業評価制度及び新規評価マニュアルの体系基準の資料となっております。追加資料の 2 が資料 2 を用いまして、説明を予定しております新規評価箇所の新規評価のマニュアルをお配りしております。以上が資料となります。皆さん、お手元にごございますでしょうか。それでは議事次第に従いまして会議を進めさせていただきます。本日は報告事項が 3 つございます。最初に開会に当たりまして県土整備部長、和泉からご挨拶を申し上げます。

2 県土整備部長挨拶

（和泉県土整備部長）

県土整備部長の和泉でございます。どうぞ、宜しくお願い致します。本日はお忙しい中、第 2 回の公共事業評価監視委員会ということでご参集頂きまして誠にありがとうございます。また、常日頃から県行政の推進に色々ご尽力、ご

協力、ご理解頂いておりますことを改めてお礼を申し上げたいと思います。今年度 4 月に入りまして早々に熊本地震がありまして、また最近では鳥取にも地震があったということで、インフラ等の被害も多々出ているようです。非常に地震に対するインフラの強靱性の確保、重要性、そういうことが認識された所でございますし、さらに毎年のように大雨による水害というのもここ数年は起きておりまして、今年は佐賀県内でも浸水被害がありましたけれども、大規模のものとしては北海道、あるいは東北、岩手の方で台風等による大きな浸水被害が生じているところでございます。昨年は関東の鬼怒川の方で大きな氾濫もありましたし、その前は広島の方で土砂災害ということで、本当にここ数年、大雨、豪雨、集中豪雨ということが激しくなっていて、地球温暖化の影響じゃないかと言われておりますけれども、そういうような状況で安全安心を守るためのインフラの重要性ということが改めて認識されているところだというふうに考えております。新しいところでは、お隣の福岡で地下鉄工事に伴う陥没事故がございました。非常に色々な意味でインフラ整備、インフラの管理について考えさせられる事案だったと思っております。元々ご存じのように地下鉄を地下の中で掘る中で起きた工事、原因は、まだはつきりは分かりませんが、それに起因して道路が陥没してしまったと、道路の中には、ご存じのように都市に必要なインフラ、下水道だとか電気だとか電話、様々なインフラが入っており、それが破壊されてしまったことで、機能しなくなった。やはり都市機能が麻痺してしまったという意味では、地中で工事する大変さ難しさの認識と更に都市インフラの重要性、その後の復旧も素早く地元の建設業者等が一致団結して、一週間で復旧できたということでは、ある意味、建設業の力強さということを考えさせられる、色々なことを考えさせられる案件だったのかなというふうに考えております。そんな中で我が県におきましても、これから強靱化の話もありますし、まだまだ遅れているインフラ、交流の為のインフラもございます。さらに整備した施設の老朽化対策ということも今後大きくなってきますので、そういうものに対しては、しっかりと予算を確保しながら着実に事業の整備、管理をしていかなければと思っております。事業をするにあたっては、やはりプロセスが重要だというふうに考えておりまして、透明性、公平性を確保するとともに、更に県民に分かりやすく説明しながら進めていくということが非常に重要と考えておりまして、その為のどういう方法が、どういう形がいいのかということで、今回この監視委員会ということで、第三者の皆様方に我々の考えている新規の箇所、あるいは今までやってきたところ、あるいは終わったところについてご報告なり、ご報告してご意見を頂くと、それを元に我々もきちんと県民に説明して、義務を果たしていくというような形で進めていく事が非常に重要だと考えております。そういうことで今回は非常に重要な位置付

けを持った会議の第 2 回目ということですが、限られた時間でございますが色々と分かりやすく説明させて頂きたいというふうに思っておりますので忌憚のないご意見を頂ければと思っております。どうぞ、宜しくお願い致します。

3 県執行部紹介

(事務局)

続きまして 10 月 5 日付けで人事異動がございました。自己紹介をさせて頂きたいと思えます。

(原県土整備部副部長)

失礼します。10 月 5 日付で県土整備部副部長を拝命しました原でございます。どうぞ、宜しくお願い致します。

(事務局)

それでは只今から議事に入りたいと思えます。議事につきましては委員長に進行をして頂く事になっておりますので、伊藤委員長、宜しくお願い致します。

4 議題

(伊藤委員長)

それでは早速ですが、本日は報告事項が 3 つあるということで、まず、第 1 の報告事項ですね。平成 28 年度公共事業新規評価実施結果の報告について、事務局の方からお願い致します。

(1) 《報告事項》

平成 28 年度新規評価実施結果の報告について

(松原県土企画課長)

県土企画課長の松原と申します。どうぞ、宜しく申し上げます。座って説明させて頂きます。新規評価実施結果の報告の前に新規評価の概要について少し説明をさせて頂きたいと思えます。お手元の方に追加資料を配布しておりますが、画面を出してもらっていますので、こちらの方を見て頂ければと思えます。佐賀県では公共事業につきましては、新規評価、再評価、事後評価という 3 つの段階で評価を実施しております。本日、新たに事業に着手する際に実施しております新規評価について、今年度、実施した評価結果の報告をさせて頂きたいと思っております。新規評価の流れにつきましては、事業の種類ごとに評価基準を定めました新規評価マニュアルを使いまして土木事務所等の現地機関で事

業箇所ごとの評価調書を作成しております。その後、道路課、河川砂防課などの各事業担当課における評価を経て、それぞれ地域交流部、農林水産部、県土整備部の部内で評価会議を開催しております。その内容の確認評価を行ったうえで事業実施の可否を決定しております。新規評価の結果、事業実施について適当と判断された事業につきましては、そのあと優先度や国庫の配分状況等の予算枠を考慮しながら予算編成を行いまして、これが県議会において、承認されましたら議会の議決ということで、予算が成立し、初めて事業がスタートするといった流れになります。本日は、この一連の手続きのうち、新規評価の実施結果を報告する段階でありまして、新規箇所の予算化、事業化については今後の作業ということになります。従いまして新規評価を実施した箇所すべてが来年度に予算化されるというわけではありませんので、本日の資料の取り扱いについても、その点ご留意頂きたいと思えます。それでは次のシートですが、このシートは対象事業の分類ということで分類としましては整備系と維持系の大きく 2 つに分かれております。整備系の事業は更に中分類的な役割として広域事業、生活関連事業、産業活性化事業の 3 つに分かれており、その中で更に細かく道路事業とか河川事業などに分かれております。基本的に新規評価マニュアルについては、この事業ごとに作成をしております。一方で整備した後の社会資本を維持していくために維持系の事業がございます。道路の舗装補修とか河川施設の維持補修といった事業になります。主な分類は以上です。次のシートの方に新規評価マニュアルの体系及び基準を挙げております。まず体系ですが、評価マニュアルは各事業ごとに作成しておりますが、位置付け、必要性・効果、実施環境という全マニュアルに共通する三つの評価視点がございます。その下に、それぞれの事業特性に応じた評価指標を定めて、これを点数化しております。3つの視点ごとに合計が 100 点となるよう配点を行っております。次のシートの方に基準を掲げております。先程の評価視点ごとの合計点によって 80 点以上が A、60 点以上 80 点未満が B、60 点未満が C のランク付けを行います。最終的にこの ABC の組み合わせにより事業実施の可否を判断しております。判断基準の表にありますとおり、ランク I やランク II の組み合わせの場合は事業を実施するという方針になります。逆に C 評価が 1 つでもあれば事業実施は見送るということになります。こうした基準によりまして事業箇所ごとに評価調書を作成して評価を実施しております。この個別の評価調書につきましては別冊の配布資料の 3 以降に各課ごとに資料を配布しております。それでは評価調書を具体的に 1 つ見て頂きたいと思えますので、別冊の資料 3 の方をご覧ください。資料 3 と書いてありますが、農山漁村課の資料になります。この資料につきましては農山漁村課の整備系の評価結果をまとめた資料になります。表紙を開いて頂きますと 1 ページ目が新規評価箇所検討一覧表をつけてお

ります。新規評価を実施した 3 箇所を一覧にまとめたものです。次の 3 ページから 8 ページまでカラー資料 3 枚ですけど、これは新規箇所に係る事業の概要説明資料となっております。そのあとの 9 ページ目の右上に資料 3 とありますが、こちらが評価調書となっております、このページについては県営漁港漁村活性化対策事業の呼子漁港の評価結果になります。資料の中ほどに先程説明した 3 つの評価視点ごとに評価内容と配点が記載されております。例えば位置付けであれば、配点 90 点で評価は A となっております。一番下の欄には評価結果を踏まえて事業実施の可否についての判断が記載されております。ここでは ABA 評価となっているため判断としては「I」の優先的に事業を実施との方針となっております。評価の具体的な内容につきましては、このあと代表事例として、この呼子漁港など 4 箇所について個別に説明させていただきますので宜しくお願ひします。それでは資料 1 の方に戻りまして新規評価実施箇所数一覧について説明をさせていただきます。資料については資料 1 の新規評価実施箇所数一覧の資料になります。画面の方にも出しておりますが、この資料は今年度、新規評価を行った整備系事業と維持系事業の箇所数の一覧です。まず、この表は整備系の実施箇所となっております。各課の事業ごとに左から右へ、検討箇所数、現地機関評価箇所数、事業担当課事業評価箇所数、部評価箇所数となっております。まず、検討箇所数についてですが、これは地元から要望のあった箇所数ということになります。次に現地機関、事業担当課、部の評価箇所数ですが、これは各現地機関、各事業担当課、各部において評価を実施した箇所数となっております。評価マニュアルによりまして、評価した結果、BBB 以上の評価がなされて事業を実施するに値すると判断した箇所数でもあります。下から 2 行目の合計の欄をご覧ください。まず整備系では全体として 149 箇所の要望があり、現地機関が評価マニュアルの 3 つの視点を用いて評価した結果、BBB 以上で評価したものが 60 箇所、さらに事業担当課各部においても BBB 以上の評価となったものが 60 箇所となっております。これが事業を実施するに値するという候補になります。右側の欄には事業ごとの内訳の欄を設けております。この 60 箇所の事業費ごとに金額の区分表としてあらわしたものです。今後は優先順位の高い箇所から予算化する箇所を決定して予算編成や議会の議決を得るなどの手続きを行い、事業を実施していく事になります。それぞれの評価内容につきましては、お手元の資料の別冊になりますけど、資料 3 から資料 9 に各課ごとにまとめた形でお配りしております。また検討箇所数が 149 箇所に対して、事業化の候補箇所が合計 60 箇所となっておりますので、残りの 89 箇所については評価項目の位置付けや必要性・効果、実施環境の 3 つのうち、いずれかに C 評価があったということになります。この C 評価については各課ごとの資料の最後に二次評価に至らなかったものとして C 評価の箇所の一覧表をつけており

ますので、後でご覧頂ければと思います。次の資料が維持系の実施箇所一覧です。整備系と同様に現地機関、事業担当課、部において 32 箇所を評価し、32 箇所すべてが事業実施に値するとの結果になっております。それぞれの事業箇所の評価結果については別冊資料 10 の方に維持系の新規評価調書に記載しておりますので後でご覧頂ければと思います。今年度の新規評価の結果の概要については以上です。この後、新規評価を行った箇所の中から代表事例としまして、別冊資料 2 に掲載しております 4 箇所について個別に説明させていただきますので宜しくお願い致します。以上です。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。今年度実施した新規評価箇所の全体概要についてご説明頂きましたが、委員の皆様、何かご質問ございますでしょうか。それでは、この新規箇所評価の全体の結果についてはご了承頂いたということにさせていただきます。今、ご説明がありましたように個別の案件について、この先ご説明がございしますが、ただいまの新規評価箇所の中から代表で 4 箇所のご説明を事務局の方からお願い致します。

(2) 《報告事項》 公共事業新規評価個別地区の評価について

① 県営漁港漁村活性化対策事業 呼子漁港 (唐津市)

(中村農山漁村課長)

農山漁村課の中村でございます。どうぞ宜しくお願いします。それでは、まず県営漁港漁村活性化対策事業について説明を致します。座って説明させていただきます。まず、事業の概要でございます。この地区で取り組む事業につきましては、国の補助金を活用することとしております。事業名としましては、県営漁港漁村活性化対策事業でございます。事業の期間につきましては平成 29 年度から 31 年度の 3 ヶ年としております。総事業費につきましては 2 億 1300 万円としております。事業の目的でございますけど、これについては後程、写真が出てきますので、その所でまた説明したいと思っております。まず今回取り組む呼子漁港の位置でございます。赤丸で左上の方に書いておりますけど、唐津市の北部の方になります。右の方に呼子漁港の写真をつけております。赤で四角に囲った部分が呼子漁港ということになります。下の方に平面図をつけておりますけど、まず呼子漁港の概要について若干説明をしたいと思っております。平成 26 年度のデータでございますけど、漁船が大体 220 隻ございます。水産物の水揚げ量につきましては 270 トンございます。そのうちイカが有名でございますけど、イカが半分以上の 180 トンの水揚げになっております。その他の水揚げとしましてはブリと真鯛等の水揚げがございします。下の方の平面図をご覧いただきたいと

思いますけど、今回事業で取り組む整備内容につきましては、赤で囲った部分になりますけど、浮棧橋の設置を4箇所、50m、30m、20m、50mと予定しております。全体延長が150m、幅が3mということです。物揚場というのが、この漁港全体にありますけど、その総延長が690mございます。その中から利用頻度が高い所ということで地元の漁協の方と協議を致しまして、この4箇所に絞り込んでいるということになっております。現況の写真です。中央の写真を見て頂きたいと思いますが、人がポールを持っていると思いますが海の高さと物揚場の高さが2m以上ついているという状況です。こうなると漁船から水産物を陸揚げするのに大変苦勞がかかっている状況にあります。中には、こういう状況になっていますので沖で満潮を待つという漁船もありますし、かなり高低差がありますので、その陸揚げの作業中に年間2、3人の方が海に落ちるといふ事故もあっております。このようなことから浮棧橋を岸壁の前面に整備することによりまして漁業者の安全、それから作業の効率化を図っていきたいということがございます。整備のイメージ図でございます。これは長崎県の鷹島の漁港の整備事例です。このような整備を呼子でもやっていきたいということですが、左の写真で青と白のストライプ状のところがあると思いますが、これが浮棧橋といわれるものです。これによりまして海の水面上、水位に合わせて、この浮棧橋が上下するというので、水産物の陸揚げも容易になってくるというものでございます。右側の方が、その高低差がある時に岸壁に登るための階段ということになります。この写真でいきますと大体4段の階段を上げれば岸壁の方に上がれる事になります。この階段につきましては浮棧橋に1箇所から2箇所の割合でつけていきたいというふうに思っています。新規評価マニュアルに基づく評価内容でございます。まず、先ほども説明がありましたけど位置付けでございます。これについては4項目の合計点ということになっておりまして、評価の内容については、また後程説明しますが合計で90点ということでA評価としております。まず1つ目の項目ですが、各部が定める基本方針等に位置付けられているかという観点です。これにつきましては佐賀県と長崎県で策定しました東松浦半島の振興計画というのがございます。その中で水産業の振興ということで浮棧橋の整備をやっていくというふうに位置付けられていますので、これは10点ということで評価しております。2つ目の項目は漁業の振興、地域の活性化ということですが、これにつきましては先程も説明しましたが海上での潮待ち時間の解消、それから陸揚げ作業時間の短縮による水産物の流通の効率化が図られる。それから陸揚げや漁具等の積み降ろし時の安全性が向上し、かつ作業の効率化が図られるということから漁業者の就労環境が向上します。それから3つ目に作業時の安全性向上に加え、物揚場のスペースの増加により安全で快適な漁業地域の形成が図られるというようなことで上記3

項目に該当するということになります。3項目以上該当ということで50点の点数をつけております。3つ目の項目ですけど、漁港の位置付けというようなことです。これにつきましては国に、これは補助事業で整備してまいりますので水産業強化対策事業計画書というのを提出する必要があるとございます。その中に当該漁港についても位置付けをしているということで漁港事業に関する位置付けがあるということで10点をつけております。それから4つ目の項目ですけど漁港の機能役割という観点です。これについては法律に基づきまして呼子漁港につきましては第3種の漁港ということになっております。そういうことで3種と2種の漁港については20点ということになりますので20点をつけております。以上4項目の合計で先程言いました90点ということにしています。それから2つ目の必要性・効果でございます。まず費用対効果につきましてはこの地区につきましては1.43ということになっております。そういうようなことで1.0～1.5未満というところに該当しまして50点をつけております。施設の充足度につきましては物揚場のスペースや安全に作業ができる物揚場が不足しているというようなことで1番上の基本施設が不足しているというのに該当しているということで20点をつけております。3つ目の実施環境ですけど、これにつきましては100点ということで評価をAとしております。まず1つ目ですけど関係者の合意形成というところなんです。これにつきましては地元からも強い要望がございまして、知事宛てにも要望書が提出されているということ。それから地元負担という項目として市及び漁協との負担金の調整も図られているというようなことで60点をつけております。それから工事の影響につきましては関係機関としては地元の漁協でございまして、工事についてはちゃんと協議をしているというようなことで協議済みとしまして40点をつけております。以上を足しまして100点ということになります。新規評価に基づく判断としては、位置付けがA、必要性・効果がB、実施環境がAということでI評価として優先的に事業を実施していくということにしております。最後に定性的な評価関係でございまして、自然環境保全につきましては海域がありますので自然環境、それから水生生物を保全していくという観点から工事についてはコンクリートの破砕殻が落ちないようにすること、それから重機が来ますので、どうしても燃料補給ということがありますので、そういう場合には燃料の流出が海域に出ないようにということを工事関係者に徹底していきたいと思っております。最後にコスト削減ということでは、これについては浮棧橋につきましては、メンテナンスフリーとなります強化プラスチックの工場製品を使うことにしております。それによって工期の短縮及びライフサイクルコストの削減を図りたいというふうに考えております。以上でございます。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。この件に関して何か質問ございますか。

(佐藤委員)

新規マニュアル評価に基づく評価内容の漁港の位置付けというところについてですが、3種漁港、2種漁港、1種漁港の違いを教えてください。

(中村農山漁村課長)

これについては、漁港の法律で1種から4種まで規定があります。1種漁港については、利用範囲がその地域だけという小さな漁港になります。2種漁港になると、その1種漁港より少し利用範囲が広がります。

(佐藤委員)

地域というのは、例えば、この場合だと呼子だけということですか。

(中村農山漁村課長)

そういうことです。3種になると、その利用範囲がさらに大きくなり、その漁港を他の県の漁船も使うような漁港になります。最も規模が大きいのが4種漁港で、その都道府県だけに留まらず、漁船が避難する時に、どこの漁船でも入ることができるといった大きな漁港が第4種になります。

(佐藤委員)

呼子の場合は、地域外の県外の方も使われているということですか。

(中村農山漁村課長)

現在は、他の県の漁船は利用していません。指定の当時は長崎や他県の漁船も使っていたという実態があるので3種漁港として評価しています。

(佐藤委員)

ありがとうございました。

(伊藤委員長)

他にいかがですか。

(鳥井委員)

実施環境の事でお尋ねしたいのですが、現在、市及び漁協で負担金の調整が図

られていると思いますが地元負担の割合について、どのように決められているのかを教えてください。

(中村農山漁村課長)

この事業の補助の割合は、国庫が 50%、県費が 35%で、国費と県費の補助割合は決まっております。残りの地元負担が 15%については、唐津市の条例で、市の方が 14.25%、地元の漁協の負担が 0.75%ということで決められています。その 0.75%については漁協の方が払うということで調整がなされています。

(鳥井委員)

こういった事業に関しては、国庫や県費の負担割合というのは決められているものですか。

(中村農山漁村課長)

はい。決めております。

(鳥井委員)

分かりました。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

他にはございませんか。私の方から 1 つ意見ですが、先週、東京で水産庁の方々が出られている研修会でインフラ関連の話をしてきました。やはり新規のインフラを作る場合に、これから少し考慮しなければいけないことは 2050 年くらいになったら人口減少で一次産業従事者というのが恐らく 2~3 割減ると予想されています。農業で 3 割くらい、漁業も多分同じくらいだと予想されるのですが、そうすると、大きな施設を作っても、その後使う人がいるのかという問題が出てきます。今回 2 億円ぐらいの事業で、FRP のポンツーンだったら 2050 年ぐらいの時点でも施設の機能としては保たれていると思います。しかし、2050 年に、その延長がすべて使われているかどうかということも、これから、考慮しながら新規事業のポイントづけというのを行っていかなければいけない部分だと思います。現状のマニュアルでは恐らく入っておりませんが、マイナス側の評価が 1 つ加わってくる可能性はあるということになります。

(中村農山漁村課長)

我々としても、人口減少という観点からは、頭をおきながら評価をしていきたいと思っておりますが、呼子漁港につきましては、水揚げ量が年々増えております。

イカの水揚げが多いからだと思いますが、この漁港については、そういう観点では今後も利用は続いていくというふうに思っています。

(伊藤委員長)

呼子については、かなり儲かっていますから漁業従事者も純増するか、現状維持であることは予想できますが、他の小さな漁港も含めて今後検討をお願いします。他にありませんか。

(油布委員)

浮棧橋というのは、どのようなものでしょうか。海の上に浮いている橋という風に考えて宜しいでしょうか。

(中村農山漁村課長)

左の写真を見て頂きたいと思いますが、H鋼が打ってあります。ここに先ほど言いました青と白のストライプの構造物がありますけど、ここがそのH鋼の中と繋がってしまして海の高さに応じてストライプの部分が上下していくということになります。だからH鋼で止めていますので海の方に流出とかはありません。

(油布委員)

下も埋め立てたりしないということですか。そのまま浮いている状態ですね。

(中村農山漁村課長)

そのまま浮いている状態です。海の高さに応じて上下するということになります。

(山本委員)

波はそんなに来ないところだと思いますが、橋と橋の繋ぎ目の部分などは大丈夫なんですか。

(中村農山漁村課長)

工場製品でして、大体1つが10mから15mのブロックで作っていきますので、繋ぎ目はございます。その1つ1つがブロック単位で動くことになります。

(伊藤委員長)

どうもありがとうございました。それでは次の事業につきまして事務局から、

またご説明お願い致します。

② 山地治山事業 尖尾地区（小城市）

（馬場森林整備課技術監）

森林整備課の馬場でございます。それでは山地治山事業 尖尾地区についてご説明致します。最初に事業の内容ですが、植栽等を行います山腹工を 0.1ha、溪間工の治山ダム、これを 3 個予定しております。事業については国庫補助事業を活用したものです。事業期間を当初は来年度からと予定しておりましたが、今年度国の補正予算がございましたので一部前倒しして、平成 28 年度から 31 年度まで 4 ヶ年ということで計画しております。総事業費 1 億 4300 万円でございます。最初に山地治山事業の目的ですが、森林の維持造成を通じて、山地で起こる災害から住民の生命・財産を守るとともに水源かん養や生活環境の保全・形成等を図るということで取り組んでおります。次に今回の尖尾地区の場所でございますけど小城市の清水の滝から北西へ約 1 kmほど行った山間地でございます。崩壊地の下流の方には 2 kmの範囲内ですが酒蔵の天山酒蔵などがある江里口集落がございます。現場については以上のようなところでございまして、次に現場の被災状況でございます。現場は平面図でいきますと右上の方に黒い線で書いておりますが、林道天山線の沿線に当たります。こちらの方で今年 6 月の梅雨前線に伴う集中豪雨により、山腹崩壊と土石流が発生しております。写真でいきますと①番と②番、こういった状況です。今年の 6 月の状況の写真です。今後被害が拡大する恐れがある危険な状況にありますので山腹工事、溪間工事を実施したいと考えております。それで復旧の計画ですが、平面図の右上の方になりますが、赤い色を付けている部分が補正予算と来年度計画しているところで、補正予算で治山ダムを 1 基、そして来年度、山腹崩壊した箇所
の復旧ということで植栽等を行います山腹工事を予定しております。それと平成 30 年度と平成 31 年度に黄色の三角で示していますが、治山ダムを 2 基施工したいと考えております。緑の三角につきましては、こちらは過去に施工している治山ダムでございまして、昭和 38 年と昭和 57 年に治山ダムを設置しております。こちらの写真の左端の真中の③番ですが、昭和 38 年に設置した治山ダムは、今回の土石流で治山ダムのポケットが満杯となっております。保全対象については崩壊地から土石流が下流に流出した場合、被害が及ぶ範囲として 2 km以内の区域ということで先ほど申しました江里口集落 33 戸がございました。現場の状況は以上のようなところ
です。次にマニュアル評価に基づく評価内容でござい
ますけど、位置付け、必要性・効果、実施環境の 3 つの視点から評価しております。まず、位置付けですが、これについては 3 つの項目を設定しています。まず 1 つ目、施策に関する方針の中での位置付けです。これについて

は県の方で、佐賀県の森林林業木材産業の基本方針を定めた新しい佐賀の森林づくりビジョンというのがございます。平成16年2月に策定しておりますけど、それに位置付けられているということで10点ということしております。2つ目の項目の山地災害発生等の危険度、これにつきましては今回、山腹崩壊で土石流が発生しておりますので、被害発生の恐れが高いということで50点つけております。3つ目の防災点検、こちらの現場については、保安林、山地災害危険区域であり、保全の人家戸数も33戸ございますので、10戸以上あるということで40点ということをつけております。以上の3つの項目の合計点数で100点ということで、位置付けについてはA評価としております。次に、2つ目の視点の必要性・効果でございますけど、スライドが2枚に渡っております。項目については費用対効果と災害の発生履歴、危険度判定、福祉・公共施設等の有無ということで4つの項目がございますが、まず、費用対効果(B/C)の項目ですが算定致しまして費用対効果5.90ということで費用対効果2.0以上あるということで60点としております。その内容ですが、5.90と算定した内容ですが総便益と総費用を算定しております。総便益については、今回事業を実施することによってもたらされる総便益額です。今回は災害防止便益として山腹崩壊や土石流による想定被害額を基にして評価しています。その金額が799,227千円ということで算定しております。それに対して総費用、今回の事業に要する経費ですが社会的割引率も4%引きまして、今回の現場135,499千円と算定しております。以上によりまして1番下の方に書いておりますが費用対効果5.90ということで算定しております。次に、必要性・効果の2つ目の項目、災害の発生履歴でございますが最初に申し上げました通り、今回の現場は過去に治山ダム等を設置しているとおり、昭和37年及び昭和56年に土砂流出等の災害が発生していますので災害履歴があるということで10点ということをつけております。その次、危険度の判定です。現場の溪床勾配は平均で25%でございますので、10%以上～30%未満ということで、こちらについては10点ということをつけております。4つ目の福祉・公共施設等の有無については保全対象の区域の中に林道天山線がありますので10点ということをつけております。以上、必要性・効果の項目につきましては費用対効果を含め4つの項目の合計点数が90点となっておりますので、こちらも位置付けと同様A評価ということでしております。次に3つ目の視点、実施環境でございます。こちらは2つ項目がございます。1つは周辺住民の合意ですが、これについては地元の総意として地元から要望を頂いておりますので60点ということをつけております。次に市町の取組み状況でございますが、小城市の方になりますが、地元の説明会、また用地交渉など地元調整等、積極的に働きかけをして頂いておりますので40点ということをつけております。合わせまして、3つ目の視点、実施環境については100点とい

うことで A 評価にしております。以上 3 つの視点、位置付け、必要性・効果、実施環境、それぞれ A 評価ということで総合評価、ランク I で優先的に事業を実施ということで、今回評価致しております。最後に定性評価の部分ですが、今回、山間地での復旧工事ですが、自然環境の保全への配慮についての定性評価ということで土砂の流出防止や水源かん養など公益的機能の向上を図るため、治山ダムを設置により、溪岸浸食の防止や溪床の安定を図るということで、植生の生育基盤を確保するようにしております。工法については、こちらの写真は過去に実施した事例の写真ですが、工法については治山ダムの床掘埋戻し部分、あるいは斜面部分、こういった所には植栽を行い、早期の森林再生を図るということで考えております。また山間地ですので資材等の搬入路が必要になりますが搬入路にあたっては必要最小限の掘削に留め、工事完了後は、また植栽等により原型復旧等を行うようにしております。以上のようなことで自然環境の保全にも配慮して取り組んでいきたいという計画にしております。以上、山地治山事業、尖尾地区については以上でございます。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。それでは委員の方々からご質問ございますか。私の方から宜しいですか。10 ページの図面の方で昭和 38 年から治山ダムがあるということですが、ここは昔から崩壊が続いていた山だったわけですか。

(馬場森林整備課技術監)

毎年こういった被害が起きているわけではありませんが、昭和 37 年と昭和 56 年の過去 2 回、土石の流出が見られたており、現場に治山ダムが設置されています。設置したことによって不安定土石の流出等は、しばらく抑えられていましたが、今回は右上の赤の部分で示した山腹が崩れ、土砂が流出しています。

(伊藤委員長)

けっこうな頻度で起こるようなところであれば、抜本的な対策で山の方に植生などを行うなどのやり方もあると思うので、検討されてはと思いました。

(馬場森林整備課技術監)

現場の必要性、緊急性を勘案しながら計画的に予防的な対策もあわせて進めていきたいと思っております。

(伊藤委員長)

はい、分かりました。それでは、他にありませんか。

(中村委員)

治山ダムはどのようなものかイメージができますが、山腹工というのは具体的にどのような物でしょうか。

(馬場森林整備課技術監)

写真で行きますと、資料2の10ページの②の写真のように山腹斜面が崩れたところを復旧していくような工事を山腹工と言います。傾斜が緩やかな下の方は整形した土砂を盛り、そこに植栽を行います。ただ、上の斜面の急な所は中々植栽が難しいため、植生マットなどで緑化をしています。それから、一番下の山腹が崩壊した下の所には、土留めとして、ふとんかごで土砂が出ないような工事も計画しています。基本に崩れたところを再び健全な山に戻していくような視点で取り組んでいます。

(猪八重委員)

福祉・公共施設等の有無などというところの評価で、林道天山線があるというふうに書かれているのですが、この林道というのはどういうふうな方々が利用されていますか。

(馬場森林整備課技術監)

一般に林道は、森林施業を行う場合に利用していますが、林道の場所によっては多少、生活道的な形で利用されている林道もあります。こちらの林道は、かなり上の方になるので、生活道としての利用は、さほどは多くはないような林道です。

(猪八重委員)

林業に従事されている方が利用されているということですか。

(馬場森林整備課)

そうですね。間伐など森林作業を行う時には当然、林道を活用して現場に行くことになります。

(猪八重委員)

分かりました。

(鳥井委員)

B/Cが5.9と高いですが、治山事業によってもたらされる山腹崩壊や土石流による想定被害額の所は、どのようなものが想定される被害になっているのですか。人家なども含まれているのでしょうか。

(馬場森林整備課技術監)

今回は保全対象として人家が33戸あります。その分が被害から守られるということで33戸分の人家の資産、家財、資材、そういった物を合わせて評価しています。

(鳥井委員)

そういうことであれば、50年前に治山ダムを整備されて、50年間ぐらい守られているというご説明がありましたが、今回2箇所を整備すれば今後50年間はこの人家は守られるという想定だと考えてよろしいですか。

(馬場森林整備課)

そうですね、コンクリート構造物は一応50年間の算定になりますので。

(鳥井委員)

コンクリートの耐用年数ということですね。

(馬場森林整備課技術監)

設置構造物の耐用年数50年間で算定しております。

(鳥井委員)

今、集中豪雨とか自然災害など予期せぬことが起こっていますので、50年間、この辺りを全部何箇所か分けて整備されていますが、あくまでもコンクリートの耐用年数が50年というだけで、予期せぬ災害などが起こって、この辺りの地盤が崩れたら、また、整備をしないとイケないということですか。ここを整備すれば50年間守られるというイメージだったので。今、の説明では、コンクリートの耐用年数が50年なので、これを作ると50年壊れたりしないという説明だったと思います。仮に、集中豪雨が今後あった場合は、既に何箇所も整備されていますが、新たなところが崩壊すれば、今後は再度、新たな箇所を整備するというふうに考えてよろしいですか。

(馬場森林整備課技術監)

そうです。また災害が発生し、山腹の崩壊などが起きれば、当然、復旧をして

いかなければいけないことになります。

(鳥井委員)

この文言だと 50 年はコンクリートの耐用年数ではなく、と書かないとわかりにくいですね。私は治山ダムを整備すれば 50 年間、その地盤が守られるものだと思ってしまったもので。

(伊藤委員長)

はい、よろしいでしょうか。他になければ、ありがとうございます。ここで一旦休憩にしたいと思います。後半を 14 時 15 分から始めたいと思いますので、どうぞ、よろしくをお願いします。

(伊藤委員長)

それでは、再開します。事務局の方から説明をお願いします。

③ 街路事業 大手口佐志線（4 工区）（唐津市）

(福岡都市計画課長)

都市計画課長の福岡です。どうぞ、宜しくをお願いします。街路整備事業大手口佐志線 4 工区について説明させていただきます。まず、事業の概要です。事業の期間については、平成 29 年度から平成 38 年度まで 10 年間予定しています。総事業費は 25 億円です。次に事業の目的ですが、この大手口佐志線については、唐津市中心部の大手口と呼子方面の佐志区とを連絡する重要な東西路線です。国の重要無形文化財に指定されている「唐津くんち」の曳山巡航ルートとして利用されています。事業区間の現状ですが、大志小学校の通学路となっており、自動車交通量が多く、歩道は設置されていないという様な状況で、車と歩行者、そして自転車が輻輳し、危険な状況となっています。この街路を整備する事により、歩行者、自転車の安全確保を行うとともに都市内交通の円滑化、そして、ゆとりある良好な都市環境を創出するというものです。次に位置図と計画図を示しています。これは唐津の市街地の地図です。こちらが JR 唐津駅、それから、こちらの方が市役所、唐津城がここになります。今回は大手口佐志線 4 工区がこの赤で着色している区間になります。この黒の部分が今、現在事業中の 3 工区の現場となります。それから、この赤の 4 工区から青の部分が大志小学校です。この通学の距離は約 1 キロといったような状況です。それからこの沿線には表示しておりませんが、唐津の大手口のバスセンター、市役所、それから救急指定病院、西唐津駅といったような公共施設が密接した状況です。道路の計画ですが、下の方に計画平面図を出しています。全長が 420m です。途中交差

する道路がありますが、これは北の方、海側から来ている道路ですが、こちらの道路は整備が済んでいます。市道として、市の方でも整備がされております。こちらの沿線にも救急指定病院の済生会唐津病院が立地をしています。標準横断図を見て頂くと、道路の総幅として18m。車道が2車線で、それぞれ1.5mの停車帯を取っています。両側4.5mの歩道を有している横断構成になっています。次に現況の写真です。先程申しましたとおり、歩道がなく、車と自転車・歩行者とが輻輳しているという様な状況を示したものです。かなりセンターよりに車が走っている状況になります。次に新規評価マニュアルに基づく評価内容です。街路整備事業については、整備系の生活関連事業として評価を行っています。位置づけですが、県土整備部の基本方針の道路交通安全対策に合致しているので、10点の評価をしています。次に都市計画マスタープランですが、これは県の方で唐津都市計画区域マスタープランというのを策定しており、この中の道路整備に関する基本方針では、この大手口佐志線の整備が位置づけられていますので、40点という評価をしています。それから、都市計画道路の種類ですが、この道路は都市内の各地区を連絡し、交通処理する幹線街路になりますので10点の評価をしています。それから、地域の課題への貢献度ですが、これについては、中心市街地への活性化に貢献できる道路。また、医療・教育施設等の公益施設に関連する道路という事で20点を評価しています。位置づけのトータルとして、100点中80点という評価をしています。次に必要性・効果です。費用対効果(B/C)については、総便益、総費用ですが、総便益は街路整備によりもたらされる総便益額という事で、3つあげていますが、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益、この便益を算定しています。それから、総費用については街路整備、維持管理に要する総費用という事で算定しており、総便益が22.1億円、総コストが18.7億円となっており、便益の方はB/C 1.2という事で1.0以上2.0未満の30点を評価しております。次に歩行者等の交通量です。歩行者1日当たり500人未満、自転車も1日当たり500台未満ですので、こちらの方が0点という事になります。次に歩道の状況、これについては、歩道が設置されていないので、10点の評価をしています。それから幅広歩道自転車道という事で今回4.5mの両側歩道を計画していますので、中程の3m以上6m未満という事で10点を評点としています。それから電線類地中化等の計画ですが、この路線については現在3工区でも実施している、地中化工事の計画があるので、20点の評点としています。トータルとして100点中70点の評点となります。それから実施環境です。1つ目が県民・市民との協働ですが、これは事前にお配りした資料に記載ミスがありまして、「県民・市民との状況」という表記になっていますが、「県民・市民との協働」が正しい表記となりますので、こちらの表記に訂正をお願いしたいと思います。これについて

では、沿線の 3 地区の区長さん、また唐津市からも早期事業化の要望書が提出されているので、県民・市民の要望に配慮した事業という事で 20 点の評点とされています。それから 2 つ目のまちづくりへの取り組み状況という事で、これについては、沿線地区において、あさひ通り「向こう三軒両隣り」という景観協定が平成 22 年の 7 月に締結されていますので、40 点という評点をつけています。それから 3 つ目の地元関係者等の合意形成状況ですが、沿線地区から要望書が出ている事と景観協定が締結されているという事から、事業化に対する認識は高いという判断をさせて頂き 20 点の評点をつけています。合わせて 100 点中 80 点という事で A 評価となります。総合評価としては、位置付けが A、必要性・効果 B、実施環境が A という事で総合評価「I」の優先的に事業を実施するという事で判断しています。次に定性評価の関係ですが、1 つ目は生活環境対策としまして、視覚障害者の方の安全な通行の確保という事で点字ブロックを設置する事としています。その他として、「唐津くんち」の曳山巡航ルートになっているという事で、その曳山の高さに配慮した標識等の設置をしています。通常、建築限界がありまして車道上の路面からの 4m50 cm の空間を取るようになっており、通常は路面から 50 cm の余裕を加えて 5m の高さの所に標識を設置していますが、今回、曳山の高さを考慮して 5.7m の空間を取り標識を設置しています。それから先程、言いましたように良好な景観形成という事で電線類の地中化を行うこととしています。説明は以上です。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。ご質問があれば、宜しくお願いします。私の方から 1 つよろしいですか。小学生の通学路になっていますが、現況の写真を見ると、非常に危ない通路のようです。歩道を広げたからといって、昨今、通学中の児童の列に自動車が突っ込んだといったニュースを良く耳にしますが、この道では、小学校が近くにあるので、特にたくさん児童がこの道を通ると思いますが、特別に何か安全対策を実施される予定はありますか。

(福岡都市計画課長)

特別に対策を取るといった予定していませんが、基本的に 4m50 cm と幅員が広く、植栽も歩道の車道寄り側に行く予定ですので、そういった所が 1 つの防護の役割を果たしてくれるというふうに思っています。

(伊藤委員長)

はい、分かりました。他にございますか。

(鳥井委員)

電線類地中化計画というのは全然認識なかったのですが、これはどこが事業主体となる事業ですか。

(福岡都市計画課長)

電線類地中化については、県の方で行っている事業です。道路に占用されている電力・通信関係の電線類を地下の方に集約して埋設する計画をしています。

(鳥井委員)

その事業は分かるのですが、公共事業としてやっているものですね。

(福岡都市計画課長)

はい、公共事業としてやっております。

(鳥井委員)

これは実施する順番とか決まっていますか。既に計画があると書いてありますが、それを行わないと新規評価においては評価点数が貰えないという事になるのですか。

(福岡都市計画課長)

マニュアルで評価していくので、確かに 20 点の評点をつけるためには、この件がないといけません。

(鳥井委員)

しかし、ここは危険な区域になるので本来、絶対に事業をやらないといけない箇所だと思うのですが。もし、ここに電線地中化の計画がなければ 0 点になるのですか。

(福岡都市計画課長)

そういう事になります。

(鳥井委員)

そうすると、項目が C 評価となりできない可能性があるということですね。

(福岡都市計画課長)

そういうことになります。

(鳥井委員)

児童の安全よりも優先順位として電線地中化の方が高いという事ですよ。

(福岡都市計画課長)

そうですね、電線類を地中化する事業の方が優先するということになります。

(鳥井委員)

電線地中化を優先した上で道路をするという考え方なんですね。

(福岡都市計画課長)

基本は道路を広げるということですが、それにあわせて電線を地中化することです。

(鳥井委員)

分かりました。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

地中化は地震があるたびに議論になっています。地震があると電柱や電線がたくさん倒れてしまって復旧までの時間が非常にかかる。博多駅の地下のトンネルの事故などは特殊ですが、地下の方に埋めていけば地震とか災害に強くなるという考え方がありますので、2、30年前から国の方向性で進めています。電柱を含めたインフラ全てを地中化しようということですね。

(鳥井委員)

地中化する事は非常に良いことだと思いますが、新規評価を行い、実際事業を行う時に、道路拡幅と同時にしないと、要は地下を掘削して広げたあとに電線類を、また埋めるということで工事を2回しなければいけなくなりますので。

(伊藤委員長)

それはそうですね。ですから、同時にやるケースが多いですね。共同溝以外は歩道の下に殆ど入ることになりますので。

(牟田委員)

共同溝というのは、九州電力が費用を出すものではないのですか。

(伊藤委員長)

大きな共同溝だと国道の下になる場合が多いと思うので国が費用を出していると思います。

(牟田委員)

国がやるんですね。その鳥井さんがお尋ねしていたことですが、埋設化は同時にやると決まっているんですか。

(伊藤委員長)

同時とは限りません。

(牟田委員)

必ず同時ということではないのですね。

(伊藤委員長)

土地に余力がある場合、例えば、道路を止めて掘れるような所であれば、こういった事業と別々にやるケースもあります。

(和泉県土整備部長)

この事業は街路事業ということで、評価の際には電線の地中化ということで、評価点 20 点をつけています。通常の道路事業とは、点数の付け方が違います。街路というのは、街の中の DID 地区（人口集中地区）など非常に人口が密集している所で行う道路事業を街路事業というふうに位置づけていますが、街路事業を新規で行う時のマニュアルでは電線地中化というのを 20 点の点数配分にしていくということです。要するに街の中で、色々なものが密集しているところに、先ほど委員長が仰いましたが、地震等で電柱が倒れたりしたら危ないですし、そもそも普段の通行上も危ない、また、景観上も非常に問題があるという事でその部分の評価点数が高くなっているということです。一般の道路が全てこういう評価項目になっている訳ではなく、街路事業として取り組む際的评价ではこのように行っているということです。

(鳥井委員)

その中の項目の 1 つとして今回あげています、という事ですか。

(和泉県土整備部長)

そういうことです。街路事業で行う時の評価マニュアルでは、電線地中化とい

う項目を100分の20点で評価している。

(鳥井委員)

少しわかりにくいですね。

(伊藤委員長)

電線等が地中化されていなければ事業を、やるか、やらないか、という選択肢があるということですね。やるということになれば大体、沿線上には電線地中化の計画が入ることになりますからね。

(和泉県土整備部長)

なければ、0点にする。ただ、一般の道路を改修する時にはこの電線地中化に関する評価項目はありません。街の中の街路事業としてやる部分の評価にだけ、こういう電線地中化に対して100分の20点のウェイトを評価として与えているということです。

(牟田委員)

電線地中化ができるような街路になることが多いという事ですか。

(和泉県土整備部長)

電線地中化をする意味は、やはり街の中で景観、防災などの面で街の中の道路を整備するにあたって、非常に意味のある事なので評価項目に挙げているということです。

(牟田委員)

街の中の道路を整備する際には意味のある項目だから20点あげましょうということですね。

(山本委員)

コストの面で割に合わないということはないですか。かなりの費用を要するとは思いますが電柱が立ったままより、無電柱化した方がメリットがあるということの説明できないですか。

(牟田委員)

一緒に合わせてやる方がいいというような。

(山本委員)

そういうことです。無電柱化する方がコスト的に良いということが説明できませんか。

(伊藤委員長)

言われるように、結構費用がかかるんですよ。単純に土の中に配管とか電線を埋めることが難しく、コンクリートのケースみたいな物を一回作って埋めてその中にそれらを通すというCABという方法ですが、この方法は電柱作るより遥かにかかりますね。

(山本委員)

19 ページの写真見るとレンガみたいになっていますが、このような整備をする方がより多く費用がかかると思います。もっと簡素なものにすれば良いのではないですか。

(鳥井委員)

私は単純に、子供さんが危ないから、人の命を守るために、この道路を拡張してあげたいという気持ちです。そのために公共事業をやってくださったらいいなと思っています。何かこの評価点数を見ると、地中化計画がなかったら事業を実施できないことがあるという所に何か疑問を感じます。人命が大事なのにも関わらず、このような評価になってしまうところがちょっと疑問です。この項目が評価マニュアルにあると、本当に事業を行うべき箇所の道路整備が出来ないことがあるのではないかということでお尋ねしました。

(伊藤委員長)

なるほど。だから評価項目入れることは厳しいのではないかということですね。

(鳥井委員)

そうです。

(伊藤委員長)

電柱地中化の計画がないような所でも、本当に必要なら、子供のために通学路の整備を行うべきだと。

(鳥井委員)

例えば、500 人以下だから 10 分の 0。でも 1,000 人通っていても、そんなに危

なくない道路もあると思いますし、一方で500人、30人しか通っていないけど本当にいつも危険な思いをしている人たちを助けてあげられないような公共事業だったら何かちょっと違うのかなと感じましたので、そういう観点でちょっとお尋ねしました。

(伊藤委員長)

これについては、検討頂けますか。また、今年ではなく今後、議論の対象として取り上げて頂ければと思います。

(和泉県土整備部長)

マニュアルについては既に監視委員会の方に了承をもらっていますが、これについては、今後、検討していきたいと思います。

(伊藤委員長)

そうですね、色々な事案が出てきたときにマニュアルを修正するというので。

(和泉県土整備部長)

見直す必要があれば、その際に協議させて頂くという形になると思います。

(伊藤委員長)

事務局で揉んで頂いて、最終的にはこちらで評価致しますので。県内で、こういう無電柱化の計画がない所で本当に子供たちのために特に必要な道というのは沢山あるかどうかという事ですよね。要は点数付けらなくてC評価になって落ちているとか。こういう所がないかを調べてほしいと思います。

(永石県土整備部副部長)

今、街路事業を行っているところは、殆どもう無電柱化の計画がある箇所だと思います。街路事業を実施している箇所で、無電柱化しない所も箇所としてあるのか。

(福岡都市計画課長)

はい。

(永石県土整備部副部長)

そうしたらやっぱりされないでしょうね。

(伊藤委員長)

はい、県内の状況を調べて頂いて、このマニュアルとして、これが適当か、どうかまた議論しましょう。他はいかがでしょうか。なければ次に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

④ 県営住宅整備事業 県営住宅宿町団地（鳥栖市）

(永田建築住宅課長)

続きまして、県営住宅整備事業。事業名称は県営住宅宿町団地R棟建替事業でございます。これについて説明させていただきます。建築住宅課の永田と申します。宜しくお願い致します。座って説明させていただきます。事業概要でございます。事業地区、場所は鳥栖市布津原町。事業期間は平成29年から35年度を予定しています。総事業費につきましては13億2千万円でございます。事業の目的でございますが、宿町団地R棟3棟とございますが、昭和39年から42年に建設をしまして、築後49年、もしくは52年を経過しておりまして、全体的に老朽化が進行しているという状況です。当該住棟については、地域の良好な住居の環境を維持するための建築物の高さの限度を定めた法規制、これは建築基準法の施行前に建設をされておりました、建物の高さ等が現行の基準に適合していないという状況にあります。このために法不適合の解消と住宅及び地域の住環境の改善に取り組む必要があるという事で建替えを行いまして、良質な住宅ストックの形成を図るとともに、鳥栖地区には小規模団地が多数ありまして、合わせてそれらの統廃合整備を推進する事としております。次お願いします。場所ですけれども、筑紫野バイパスですか、久留米、基山を結ぶ県道の近くで鳥栖市役所の南西側になります。団地の配置ですが、下の方に記載しておりますが、団地全体としては、網掛けをしている部分とR棟の3棟が今回、建替予定住棟という事で記載しておりますが、全体で宿町団地という風になっておりました、網掛け部分につきましては、平成4年から平成8年にかけて建替えが完了しているということで、この3棟が今残っているということでございます。今回これを建て替えるの計画をしておりました、現状は4階建てですが、建て替え後は3階建てにしまして、4棟を配置して住戸の数としましては71戸を整備する計画としている所です。現況ですが、全景が4階建てという事で絶対高さ制限が10メートルとなっておりますが、12メートル程度の住戸が建っているという状況です。住戸の内部については、戸当たりの住戸面積が35㎡、間取りは2kタイプになっておりました。トイレなどは昔ながらの和式トイレであるとか、床材が既に老朽化をしているなど設備も相当痛んでいるという風な状況です。現在の水準からすると、かなり遅れているという風な状況です。続きまして新規マニュアル評価に基づく評価内容です。これは生活関連という事で、ま

ず位置づけについてです。1つ目が各部の施策に関する方針等ですが、良質な住宅ストック形成の取組として、県土整備の基本戦略に位置づけられるという事で10点、次に、計画については住生活基本計画の中で公営住宅のセーフティネット機能の向上に位置づけをされておりまして、また佐賀県の公営住宅長寿命化計画を作っておりますが、それにおいては建替えに位置づけをされているという事で50点。続きまして、地域における県営住宅の需要についてです。過去の応募倍率と言いますか、その当該年度に入居した数と入居予備者、要は募集をして応募された方の数の比較となりますけれども、過去3年の平均が3.5倍という事になっていまして、10点の評価をしております。それからバリアフリー化の基準を満たしてはいないという事で、この団地の住戸については段差、それから通行幅において基準が満足されていないという事でこれも10点。それから住宅の広さの確保でございます。これにつきましては現在52世帯が入居されておりますけれども、最低居住水準未満世帯3人以上世帯は6世帯であり11.5%となり評価がされないという事でございます。「最低居住水準未満」というのは住生活基本法に基づいて家族の人数事に面積が定められていまして、その基準の事です。それから住宅水準の向上ですが洗面所がないという現状がありまして、またユニットバスとか、給湯設備がされていないという事で設備水準が確保されていないという事になり、10点をつけています。次に必要性・効果です。費用対効果ですが、ここでは総便益が17億2千万円。それから総費用が16億8千万円という事でB/Cは1.02という事になってございまして、点数で申し上げますと40点をつけるということになっております。県営住宅事業のB/Cの考え方でございますが総便益については、家賃収入と駐車場の収入を合わせたものが総便益とされています。それから、総費用については、整備に要する費用ですが、建て替えの場合にあっても用地費をカウントするという事になっておりまして、固定資産税評価額を0.7で除した数字という事になっております。それから評価の対象期間ですが、これも公営住宅法施行令で耐用年限が示されておりまして、その70年の満了までということと算定をしております。築年数でございます。耐用年数に対する経過年数の割合が70%以上ということとです。先ほど申し上げたとおり、50年程度経過しておりまして、RC造の税法上の耐用年数47年になっておりますけれども、これを経過しているということとで20点。それから内外装設備の状況です。衛生設備それから弱電設備等の更新がまったく行われておりませんので、これも10点満点。それから駐車場等の屋外施設の状況ですけれども、ここでは駐車場が適切に整備されていないということが該当しておりまして、有料駐車場として未整備となっております。住民の方は、いわゆる空地を利用して停められているという風な状況でございますので10点でございます。次に、実施環境です。入居者との合意形成や市町村の

協力ということで、今現在、事業実施に向けて鳥栖市と協議をしております。これにつきましては、仮移転先に市営住宅が使えないかということなどを協議・調整を行っているところですので40点をつけています。それから、他事業との連携でございますが、先ほど申したとおり市営住宅事業との調整等を行なっていますので20点をつけているところでございます。評価結果としまして、位置づけがA、必要性・効果がA、実施環境がBということで、総合評価はI、優先的に事業を実施ということになってございます。次お願いします。定性評価関係でございます。自然環境の保全ということで、この地区については、希少絶滅危惧等の動植物は、確認されていません。元々、建替えということで、自然環境も残っていないという中で、今回新たに整備を致しまして、外構等の緑化によりまして、自然環境の悪化を招かないようにするというところでございます。その他、排水等の適切な処理ということもでございます。その他でございますが、生活環境、周りが低層の住宅街ということも特にございますので、低騒音の低振動の重機を当然用意致します。また、埋蔵文化財の包蔵地域になってございまして、ここは事前に十分な協議を行いまして事業を進めたいという風に思っております。それからコスト縮減につきましては、現場発生材やクラッシャーラン等の再生材を有効活用する等の対策を行いたいと思っております。ここに示しているのが、他の団地で整備をした際の緑化の状況を示してございます。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。では、ご質問の方ございましたらお願い致します。

(猪八重委員)

地域における県営住宅の需要のところで、当該年度に入居した人の数に対する応募者数ということで倍率が出ていますけど、平成25年が7.3で、次が1.5と1.8という感じで、減ってきているような感じがするのですが、実際に需要が減ってきているというようなことは無いのでしょうか。逆に言えば、平成25年が7.3というのは非常に高いような気がするのですが、何か原因があったのでしょうか。

(永田建築住宅課長)

県全体としても、先ほど委員が申し上げられました7倍ぐらいの数字で推移をしていた時代がございましたけれども、最近は少し落ち着いてと言いますか、全体的に似たような状況にあります。やはり世帯数の減少やら、人口の減少や

ら、というのも考えられますし、新築の住宅着工等を見ましても、極端な落ち込みが見られないということもございまして、県営住宅の入居倍率は一定程度、落ち着いてきたと言うか、下がってきているのかなという風な感触は持っています。

(猪八重委員)

それから、このマニュアルの基準が倍率 2.0 倍以上ということになっているのですが、3 年間の倍率の平均をとっていると思いますが、倍率の平均だと、その当該年度に入居した人の数によって、だいぶ倍率が変わってしまうと思うので、3 年間の入居した人たちを分母にして、それ分の応募者、3 年間の合計の応募者にしないと、数字の変動が激しくなってしまうような気がするので、その辺りがマニュアルとして気になったところです。

(永田建築住宅課長)

分かりました。検討させて頂きたいと思います。

(猪八重委員)

はい、ありがとうございます。

(伊藤委員長)

他にいかがでしょうか。

(佐藤委員)

この今回の県営住宅事業でも、公共施設の木質化だとかということが叫ばれていますが、そういうものの対象になるのですか。

(永田建築住宅課長)

当然、今回の県営住宅も対象にはなりません。ただ、利便性が高い市街地の中の土地を有効に活用しながら、ある程度の戸数を確保しなければなりませんので、構造体そのものを木造で行う予定はありません。直近で新設の県営住宅の例を挙げると、佐賀市の西与賀地区に新設した光団地は木造で 2 階建ての住宅を造っています。また、市町においても木造での建替えの動きもございます。今回のように構造体を木造で行わない場合も、できる限り木材を使うということで、例えば内装に木材を使っていこうといった取組は進めておりますし、今後も進めたいと思っております。

(佐藤委員)

使って頂けるとありがたいです。

(永田建築住宅課長)

努力します。

(伊藤委員長)

県の木材を優先的に使ってほしいですね。他いかがでしょうか。

(山本委員)

総便益についてですが、17億2000万円くらいの数字が出ていますが、これは何年間の収入で計算されているのですか。

(永田建築住宅課長)

70年でカウントしております。ただ、家賃収入の中には、家賃そのものに空き家引当金なども当然入ってございます。そのようなものは考慮をされていると考えております。

(山本委員)

やっぱり、下のとおり、70年なんですか。

(永田建築住宅課長)

はい。

(伊藤委員長)

よろしいでしょうか。

(鳥井委員)

すみません、コスト削減策に記載のある二次製品というのはどのようなものですか。

(永田建築住宅課長)

代表的な例であればコンクリート製品でもU字溝などは、工場で作成したものを現場に持ってきて据え付けたりします。

(鳥井委員)

リサイクルとかそういうことではなく、そういうことですね。分かりました。ありがとうございました。

(伊藤委員長)

よろしいですか。ありがとうございました。

(伊藤委員長)

それでは、前半から 4 つ抽出した代表箇所を説明頂き、委員の方々からは活発なご質問を頂きました。ご説明頂いた分は、適切にマニュアルに沿って運用がなされているということで、委員の皆様、ご了解頂いて宜しいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは、最後の報告事項に移らせて頂きますが、公共事業の効果等について、事務局の方からご説明願います。

(3)《報告事項》公共事業の効果等について

(松原県土企画課長)

それでは説明に入ります前に、事後評価の検討状況について、報告をさせていただきます。前回の委員会の際に、委員の皆様から、事後評価について客観性が確保されているのか、評価内容が非常に分かりづらいといったご意見を頂いておりました。事後評価を始めた時には、すべての事後評価対象地区について調書を作成して、委員会に諮問していたという状況でしたが、平成 23 年 10 月の委員会において、県の方で簡易の事後評価を実施しまして、それぞれの評価項目に C とか D 評価があった場合に、委員会へお諮りするという方法に変更しております。現在、各項目の評価結果、例えば、A 評価とか B 評価、その結果のみをホームページ等に公表している状況です。A 評価とか B 評価を行った理由が非常に分かりにくくなっているという状況でございました。このようなことから、それぞれの評価を行った理由について、きちんと評価結果の一覧表の中で表すことができるように今後検討をしていきたいと考えておりました。併せて、この委員会に簡易事後評価の評価結果を報告する際にもわかりやすい形で説明できるように資料等を準備したいと考えておりますので、次回以降、簡易事後評価の評価結果を報告する際は、そういった形で提出したいと考えておりますので宜しくお願い致します。それでは議題 3 の公共事業等の効果等につきましてご報告をさせていただきます。前回の委員会では昨年度の事後評価対象地区の中から代表事例として 3 箇所を用意しておりましたが、時間の都合で道路事業 1 箇所のみ説明となっておりますので、今回はその他の 2 箇所について説明をさせていただきますので宜しくお願い致します。

①県営クリーク防災機能保全対策事業（久保田西地区）（佐賀市）

（中村農山漁村課長）

それでは公共事業の評価に係る効果について、県営クリーク防災機能保全対策事業（久保田西地区）について説明致します。農山漁村課でございます、宜しくお願いします。まず、事業の目的でございます。クリークについては、平地のダムとも言われておりまして、農業用水の貯留、それから送水の機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留しまして、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しています。しかしながら、このクリークにつきましては圃場整備で統廃合をしてきております。その圃場整備で造ったクリークについては、土水路のままであったというようなことで、経年変化によりまして、水位変動もございまして、クリーク法面が崩壊して、その多面的機能が低下しています。これにより、湛水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じてきています。このようなことからクリークの法面整備を行い、クリークの機能を回復させることで湛水被害を解消させ、農地や道路を保全するとともに地域住民及び農家の安全・安心の確保を図ることとしています。事業地区の概要です。所在地は佐賀市久保田町になります。工期は平成14年度から平成21年度の8ヶ年間で工事をしております。事業費は15億1400万、受益面積は443ha、受益者数は260名となっています。事業の内容です。クリーク法面の護岸工として約12kmの整備を致しています。それとクリーク内堆積土の浚渫を行っています。事業地区の概要です。図面の右の方が北になります。図面の上の方が小城市、下の方が佐賀市というようなことで見て頂きたいと思っております。この地区については、国道207号、それから福所江、上の方ですね。それと左の方が国道444号、それから下の方が県道佐賀外環状線に囲まれた地域のクリークを整備しておりますけど、赤で示している分が本事業の対象路線となっています。クリークの事業実施前の状況です。一番左の方の上の方の写真を見て頂きたいと思っておりますけど、法面の浸食、進捗状況になっています。この方が浸食されている分ですけど、圃場整備で造った時は、ここから、この杭柵に向かって斜めの方に法面がございました。それがこれだけ経年変化で浸食されているという状況です。それから右の方が泥土の堆積状況ということで造った当時より1mほど泥が溜まっているという状況です。それからこの写真につきましては、この部分がクリークの方に崩れているという状況の写真です。この右の方が道路の写真ですけど、こちらの方が法崩れを起こしている関係で、道路法面も少しひびが入って通行が危ない状況でした。次の写真が事業実施前の湛水被害の状況です。上の方が平成11年6月の豪雨の時の地区の湛水状況です。下の方が平成8年の6月の豪雨による湛水状況となっております。事業の

実施の状況です。左の方がブロックマット工法ということで、法面を圃場整備した時の状況に戻して、その法面のところにブロックマットを張り付けるといような工法で復旧をしています。こちらの右側の方がクリークの幅が狭いということで、このクリークの幅が狭くなると、このコンクリート柵渠という工法でやった方が経済的だといようなことで、このコンクリート柵渠工法でクリークの幅が狭いところは実施をしています。事業実施の状況の中で環境への配慮ということで、ここの赤で丸く囲っていますけど、50mに1箇所、この捨石を置いております。これにつきましては、フナとかコイの棲家といようなことで、こういう環境にも配慮した工法を取り入れて実施をしております。事業実施による効果です。1つ目が法面の護岸が整備されたといこと、それから水路内の堆積土を除去したといようなことでクリークの機能を回復しております。これにより、これまで湛水被害が生じていた箇所においても大雨により一時的には湛水はしますが、すぐに解消され被害発生がなくなったといこと。それから2点目については、クリーク横の道路ですが、先ほど写真であったように、農業用の他にも生活道路として地域住民の方が使用されていますので、法面を整備したことによって安全な通行が確保されたといこと。それから3点目については、B/Cを事業完了後5年経過した時点におきまして算定をし直しております。それによると、B/Cは1.71といことになっております。それから事業による波及的効果でございますけど、本事業の実施により、湛水被害が解消されたといことで大豆の作付けも安定的に出来るようになったといことで品質についても市場から高く評価されているとい状況です。整備された施設の維持管理の状況です。左の方が草刈りの状況です。その右側の方が水草の除去状況といようなことで、維持管理につきましては土地改良区、あるいは農家により適切に維持管理がされている状況です。県民の声でございます。先ほど効果で言ったようなことですが、1つ目が湛水しても水路が整備されたことですぐに湛水が解消されるといこと。それから稲刈りや大豆の収穫の時にはクリークの近くにコンバインを寄せるんですけど、そのときも安心して作業が出来るようになったといこと。それからクリーク沿いの道路も安心して通行が出来るようになったといこと。それから湛水が解消されて農地の乾田化が図られて、大豆の安定的生産が可能になったといこと。そういう声があります。私からの説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

2つの事業について説明があるので、質問はその後行いたいと思いますので続けて説明をお願いします。

②通常砂防事業 上西山川地区（武雄市）

（横尾河川砂防課長）

河川砂防課の横尾と申します。私の方から通常砂防事業の上西山川地区についてご説明をさせていただきます。砂防事業ですが、目的は集中豪雨等の影響により発生する土石流などから住民の生命や財産を守るということで、溪流からの土砂流出の抑制による災害の防止を図ることを目的にしています。事業の概要です。通常砂防事業として、武雄市武雄町武雄地内であります一級河川、六角川水系の武雄川の上西山川溪流で事業を実施しています。工期につきましては平成17年度から21年度までの5年間です。総事業費は1億9430万円となっています。事業の内容は人家23戸、市道、公民館などを保全対象としており、高さ8.0m、幅38.5mの砂防堰堤工1基、砂防ダムになりますが、これを施工しております。事業の位置でございます。国道35号沿いにあります武雄警察署から西へ約1.2km付近です。JR佐世保線の北側となっています。溪流の状況については河床勾配が1/10で風化が著しく大きな転石や流木などが見られており、写真でご覧頂けるように大変荒廃している状況になっています。これは砂防堰堤の正面図と横から見た側面図になります。高さが8m、幅38.5mの透過型の砂防堰堤ということになっています。これは整備の前後の状況を写真で示しています。上が整備前、下が整備後ですが、砂防堰堤の下流側から、同じ位置から見た前後の状況写真です。これは、前後の状況を上流側の方から見た写真になります。事業実施による環境への配慮については、工事により掘削や盛土を行った箇所について、矢印で示しておりますが、ここで植生工ということで芝を張っております。現在ではその芝も定着しており、生態系は保全されているという風に考えています。整備効果ですが、他県の事例になりますが、平成26年8月の大雨で発生しました土石流、兵庫県の丹波市でございます。この整備事例ということでご説明をさせていただきます。左側の青囲みの写真の方ですけれども、土石流発生前の平成25年8月の状況となっております。右側の囲みの写真の方が土石流発生後の状況写真です。土石流発生前は砂防堰堤の上流側に溪流からの土砂を蓄えるためのポケットが十分に確保されておりますが、土石流発生後には施工した砂防堰堤によりまして、しっかりと土砂や流木が受け止められており、下流側への被害を抑えている状況が確認できます。今回、武雄で施工致しました上西山川地区につきましては、幸いにも施工後に土石流が発生していないということからこのような直接的な効果というのはございませんけれども、このような事例から今回施工しました砂防堰堤についても、いつどこで起きるかわからない土砂災害に対して十分な整備効果が発揮出来るものという風に考えています。最後に砂防事業を行ったことによる地域の方々の声です。先ほどの整備効果事例でもありましたが、土石流が発生していないということで直接

的な整備効果は今のところございませんが、間接的には砂防堰堤が出来たことにより、これまで雨のたびに土砂崩れが起きないか心配していたが、その心配がなくなったとか、大雨のときにも安心して過ごせるなどといった声も頂いております。いずれに致しましても昨今の大規模な土砂災害の発生に鑑みまして、このようなハード整備と併せましてソフト対策にも努めながらしっかりと対応していきたいという風に考えております。私から以上でございます。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。ただいまご説明頂きました 2 つの事業とも、県民の声からしても十分に効果が上がっているのではないかと思います。ご質問等あればお願いします。

(油布委員)

県営クリーク防災機能保全対策事業の件で質問ですけれども、環境への配慮ということで、ブロックマット工法というものをされたということですが、事業をする前に何かそういう生態系というか、どういった生き物がいるのかというのを調査されて、事業をされた後に再度、調査というのはされているのでしょうか。

(中村農山漁村課長)

この事業については、事業の実施前に、その水棲生物の生息状況について事前の調査はしています。整備後の調査については、今のところやっていませんので、その辺りのモニタリングも今後の課題という風に思っています。

(油布委員)

コンクリートで整備することが、土と比べて結構生態系に影響があると思いますので、良かったら、また調査をお願いしたいと思います。

(伊藤委員長)

コンクリートよりも土が大部分出ているブロックマットを使用した工法なので、環境への影響は少なくなっています。

(中村農山漁村課長)

ブロックマットという特殊なシートにですが、そのシートの上にルービックキューブのようなコンクリートの塊をポツンポツン貼り付けています。その隙間からは草も生えるので環境へ配慮した工法と言えると思います。

(油布委員)

ありがとうございます。

(伊藤委員長)

他にどなたか、よろしいですか。では、他にご意見も無いようですので、ここで事務局の方にマイクを返したいと思います。

(事務局)

伊藤委員長におかれましては円滑な議事の進行を、委員の皆様については活発なご議論を頂きまして、誠にありがとうございました。最後に事務局の方から今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。

5 その他

再評価対象地区に係る現地調査日程等及び次回委員会の開催について

(事務局)

それでは事務局から今後の予定についてご連絡させていただきます。事前にご連絡させて頂いておりますが、今年度の再評価対象地区の現地調査を来週金曜日になります11月25日に予定をしております。今お手元に一覧表をお配りしておりますが、これが28年度の公共事業再評価諮問地区の一覧表になります。この中から、事前に委員長の方にご相談させて頂きまして、赤字で書いておりますが、県営地盤沈下対策事業の佐賀中部地区、それから道路整備交付金事業の国道の498号の2箇所調査を行いたいと考えております。その他の箇所となりますが、武雄市山内町の砂防施設、それから有明海沿岸道路の六角川の橋梁の現場をご見学頂きたいという風に考えております。またその後、来年1月に再評価対象地区の諮問を行いたいと考えておりますので、日程につきまして改めて調整をさせて頂きたいと考えております。それでは、これをもちまして、平成28年度の第2回公共事業評価監視委員会を終了させて頂きたいと思っております。長時間に渡りありがとうございます。なお、この後ですが、5分ほど休憩を頂きまして、ご案内しておりました意見交換会を出来ればと思っております。ご都合がつく方は引き続きお願いしたいと思います。どうぞ、宜しくお願い致します。